

## 鳥取県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパース テーション雲山	鳥取市興南町124	平成24年5月14日
〃	〃	ハピネデイサービ スセンター湖東	鳥取市湖山町東一丁 目117-4	平成24年8月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区 上大岡西一丁目6-1	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目 9-8	〃
〃	〃	ツクイ鳥取湖山	鳥取市湖山町東四丁 目88	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパース テーション雲山	鳥取市興南町124	平成24年5月14日
〃	〃	ハピネデイサービ スセンター湖東	鳥取市湖山町東一丁 目117-4	平成24年8月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区 上大岡西一丁目6-1	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目 9-8	〃
〃	〃	ツクイ鳥取湖山	鳥取市湖山町東四丁 目88	〃